中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成 (二・完):「世界王国」、古代ローマ、イングラ ンド国制

安武,真隆 関西大学法学部専任講師

https://doi.org/10.15017/2119

出版情報:法政研究. 65 (2), pp. 173-198, 1998-10-21. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成 (二・完)

「世界王国」、古代ローマ、イングランド国制

隆

はじめに

古代と現代―ルイー四世と「世界王国」

第二章 ローマにおける「自由な国家」

第一節 「自由な国家」の「構想」

第二節 「自由な国家」の消滅と「衰退」(以上前号)

第三章 イングランド国制論 (以下本号)

おわりに

65 (2 • 173) 553

武 真

安

第三章 イングランド国制論

念 件さえ与えられれば、 持するには、 体 意識に基づき、 構想」を制度化するものとしての、 ―それが貴族であれ、 前章までの検討 の発現を未然に防ぐためには、 それを嫌悪する人々が、「暴政」を待望し、「隷従の精神」を抱くようになるであろう。 対外的独立と同時に、 モンテスキューは、 から明らかなように、 際限なく権力を渇望し、 平民であれ―に権力を集中しうる条件を可能なかぎり排除しなければならない。 国内秩序の中に<不協和の調和>を保たねばならない。 権力をいくつかに分割しそれらを相互に抑制することによって、 共和国口 権力の相互抑制の重要性を認識するに至った。 モンテスキュ ーマにおける権力の相互抑制<機構>と、 党派争いを引き起こしてしまう。 しは、 古代口 ーマの歴史的経験を踏まえ、「自 そして、一 彼によれば、 その結果としてもたらされる 以上のような人間 旦「内戦」状態が生じる しかし、 「自由な国家」を維 特定の個人や団 人間 由な国家」 以上の は、 ある条 問 0 題 情

において注目に値するものであった。彼は つの権力 こうした<機構>論的見地に立ったモンテスキューの眼に、 「自由」 立法権力。 が確保される、 裁判権力・執行権力―が存在し、 と主張する。 逆に、 『法の精 これらの諸権力が結合することの危険性を、 神 第一一 それらの権力が相互に抑制し合い均衡を生み出すことによっ 編第六章の冒頭におい イングランド国制は、 て、 権力の配分・ イングランド国 彼は次のように論じる。 相互抑 制 制 に の巧みさ 均衡としての秩序とに着目したのである。

の君主または同一の元老院が暴君的な法を作り、 同 の人間あるいは同一 の役職者団体における執行権力に立法権力が併合される時、 暴君的にそれを執行する恐れがあるからである。 自由は全く存在しない。 なぜなら、 同

ば、 と結合されれば、 裁判権力が、 市民の生命と自由に関する権力は恣意的となろう。 立法権力や執行権力と分離されてい 裁判役は圧制者の力を持ちうるであろう。 なければ、 なぜなら、 自由はやはり存在しない。 裁判役が立法者となるからである。 もしこの権力が立法権力と結合され もしこの権力が執行権 力

ち、法を作る権力、公的な決定を執行する権力、 (al.4-6 括弧内、 同一の人間、 後に付加 または、 有力者あるいは貴族〔あるいは人民〕 犯罪や個人間の紛争を裁判する権力を行使するならば、 から構成された同一の団体が、 これら三つの権力、 全ては失われるであろ す んなわ

座を、 このように、イングランド国制論に見られる彼の<機構> 互抑制の関係にあるものとして論じているのかに注目し、 自由」への関心と相関的である。 どのように展開させたのかを確認することにしよう。 そこで、本章ではまず、 論的視座は、 次いで、『ロ 彼がイングランド国制 ーマ人盛衰原因論』 ーマ人盛衰原因論』 論 の中で、 における/機構/ 三権力をどのような相 におけるのと同様に、 論的 視

裁判権力を常設の組織や特定の個人に与えるべきではない、と主張する。 権威の中でも L か 周 知のように、イングランド国制における権力は、 それらの中でも裁判権力は、 「憎まれうる」 存在とされてきた。以上のことから、モンテスキュ 「個人に対して行使される」ために「人々の間でひどく恐れられ」(al.14, 16)、 機能的には裁判権力、 立法権力、] は、 権力の濫用を避けるために、 執行権力の三つに区別される。

(アテナイにおけるように)、 裁判権力は、 常設的な元老院に与えられるべきではない。 一年のある時期に、 法に規定された仕方で、 それは、 必要とされる期間だけ存続する裁判所を構成するために 人民の団体から抽出された人々によって行使されるべ

は、 味で無」(al.14,32) となるのである。 以上の方策によって、イングランドでは、 執行権力を担う君主、立法権力を分有する貴族院と庶民院の、三身分間での相互抑制のことである。 したがって、イングランド国制における権力の相互抑制・均衡とは、 何らかの組織や個人が実体的な権力を握ることなく、 裁判権力は 実質的に 「ある意

拘束されるであろう。 権能によって、一方が他方を抑制するであろう。 「それゆえ、我々の述べている政体の基本的な国制は、 両者はともに執行権力によって拘束され、 次のとおりである。立法府は、二つの部分から構成され、相互的な阻止 執行権力自体も、 立法権力によって

行を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう。」(al.55-56) これら三つの権力は、 休止または無活動の状態になることがあろう。 しかし、 これらの権力は事物の必然的な運動によって進

で、本稿では、三身分間の抑制・均衡関係に着目することにしよう。 したがって、彼は身分制的な<混合政体>論の枠組に基づいて、イングランド国制を論じていたとも言えよう。そこ(6)

に分けられ (al.31-33)、 たように、この権力は、 また、貴族院には庶民院による決議を承認あるいは無効とする「阻止する権能」が付与されていたと指摘する する(al.41)。モンテスキューは、 まず、「国家の一般意志」(al.16)とされる立法権力内部における抑制メカニズムを確認しておこう。既に紹介し 両者はともに、その構成部分全体の一致で集会し、 人民の代表から構成される団体 庶民院には自ら命令を下すか貴族院などの命令を修正する「制定する権能. (庶民院)と、世襲の貴族から構成される団体 公の事柄を討議することをその任務と (貴族院)と が、 (al.

34-35)。このような権能の配分により、人民の代表団と貴族院とは相互に抑制し合うのである。 立法権力と執行権力との関係について概観しておこう。

執行権力は、「公的な決定を執行する権力」(al.6)

丰 は、「ほとんど常に即時の行動を必要とする」ため、一人の君主が担うのが望ましい であり、「一般意志」 ュ 1 は 執行権力を、 一を一時的な事柄について執行する権力である(al.16, 43)。モンテスキューによれば 立法府が専制化しないための抑制装置として位置づけてい . る。 (al.36)° しかも、 モンテス 執行権力

力を自己に与えることができるので、他の全ての権力を滅ぼすであろうから。」(al.42) 執行権力が立法府の企図を抑止する権利を持たないならば、 立法府は専制的となろう。 なぜなら、 立法府は考えうる全ての権

め、 権 基づいて決定を行う (al.41-42)。モンテスキューは、 W 執行権力は、 た も持つべきではないとされる 立法府によって裁判されることもない。 (al.38)。また、 立法権力に対して「阻止する権能」を持ち、 立法府は、 (al.28, 43)° 執行権力を阻止する権能も、 さらに、 立法府の常設を、 執行権力の担い手たる君主は、 立法府の開催時期や存続期間について、 執行権力に対して何らか 国家を無政府状態に追いやるものと考えて 「神聖」 の執行を要求する能動 でなければならない 定の状況認識に 的 決議 た

たちまち存在しなくなるからである。」(al.45) なぜなら、 彼は、 立法府が暴政的とならないために国家にとって必要であり、 彼が訴追あるいは裁判されると、 もはや自由は

貴族院が「一つの規制的権力」として、執行権力と立法権力の双方を抑制することを期待していた が認められ、 に依存した状況を形成する(al.60)。さらに、立法府には、執行権力に対する裁判権はないにしても、 の支配権を持たないものの、 法府が、 もちろん、 適切 君主の執行権力に対する制約が皆無なわけではない。イングランド国制が「自由」であるためには、 な頻度で召集されて、 君主以外の大臣などを捜査し、 公金の取り立てや陸海軍についての決定を一年ごとに行うことで、常に執行権力が自ら 執行権力の絶対化を阻止する必要がある 処罰することも可能であった $(al.44-46)^{\circ}$ $(al.38-39)^{\circ}$ 加えて、 また、 モンテスキュ 立法権力は 検査する権能 軍 隊

によっても裏付けられるであろう。 国家として描いた。 以上のように、 『ローマ人盛衰原因論』と連続する問題意識に支えられて執筆された面をもつのである。このことは、次の二点 モンテスキューは、 つまり、 イングランド国制論は、 イングランドを、 <機構>論的に「自由な国家」の「構想」を解明する点におい 諸権力が「相互的な抑止権能」を持つことで均衡を形成する

が権力を濫用することによって「自由な国家」における<不協和の調和>が脅かされることを警戒している。 制約を受けねばならないと考えていた。 すべきであり、 が公務を討議する、 法律」によって生きるよう矯正されるべきであった。彼によれば、 さらに、 モンテスキューは、『ローマ人盛衰原因論』において平民の暴走を懸念したように、イングランドの人民 庶民院に対する貴族院の「阻止する権能」にも明らかなように、 「自由」に、 公務を討議するには不適格であった (al.24, 28)。人民は一般的指示を代表者に伝え、 これが、 あるいは放縦に行動すべきではなく、 イングランド国制においてモンテスキューの見出したあるべき立法権力の姿であった。 彼によれば、「国家には常に、 依然として「自由な国家」 人民は代表者を選出することでのみ統治に参加 出生、富、 モンテスキューは、 名誉において際立った」貴族が存 の 人民の代表者でさえ 「構想」 彼らの代表者 が許容する

立

0 在するが、 擁護に関心を持ちえなくなる。 もし彼らが 選挙にお 4 したがって、「立法における彼らの役割は、 て人民の中に混在するようになれば、 「共通の自由」 彼らが国内で持ってい は隷従と化し、 る他の優位性 貴族は 「自由

比

例すべきである」(al.30)。

審議をもち 「こうして立法権力は、 別個の見解や利害を持つであろう。」(al.31) 貴族の団体にも、 人民を代表するために選ばれる団体にも委ねられ、 両団体は、 それぞれ別々に会議

としての多元性を押し潰すことが示唆されている。 ここでは、 危険にさらされると考えられるためである(al.18, 48)。 人民の妬みにさらされており、 モンテスキューによれば、 人間 におけるある種の卓越性が 裁判官は、被告人と同じ身分でなければならなかった。 格下の民衆によって裁判が行われるのであれば、 「自由」 同様の観点は、 0) ·維持と不可分であること、また多数者による画一化が「分裂-裁判のあり方につい 権力が濫用され、 なぜなら、 ての議論でも繰り返される。 権勢のある者は、 彼の自由が不当に 常に

効性を検討するのである。 (10) テスキュ 担当する も示唆される。 イングランド国制論が] 「阻止する権能」 が、 彼は、 イングランド国制を分析する際に用 イングランド国制論の中で、 『ローマ人盛衰原因論』と連続する問題意識によって支えられていたことは、 を護民官に、 案件の討議を民会あるいは人民全体にそれぞれ認め、 執行権力を元老院とその他の役職者に、 いられた諸概念を用いて、 口 ーマを改めて検討していることか 立法権力のうち貴族院 それらの相互抑制の有 第二に、 モン

場合によってはロ 地がある、 化された結果、 彼の<機構>論的視座は、 考察を展開している点も、 国制論において、『ローマ人盛衰原因論』とは異なった理論展開を遂げている二つの点に着目し、 であると同時に、 止することは、 たらした諸条件の変化によって、 し かし、 モンテスキュ という彼の確信が、 口 口 告発人であるという「誤り」があった (al.51)。このように、「自由な国家」 ーマの中に欠陥すら認めているのである。 ーマでは ーマの権力抑制機構すらも相対化しうるものになったのである。 1 見落すべきではないであろう。 口 がイングランド国制論において、 「重大な害悪の原因」となっていた (al.43)。さらに、 ーマの歴史的経験に触発されて展開され、 この傾向を促進したと言えるかもしれない。 当代のヨーロッパには古代ローマとは別の、 彼は、 口 たとえば、 ーマ人盛衰原因論』よりも踏み込んだ<機構>論的 イングランドの 立法権力の一部を担う護民官が執行権力を抑 イングランドの国制の観察によってより精緻 そこで、本章では最後に、 有意味で「自由_ 「構想」とローマのそれとを比較、 古代の共和国には、 商業活動の進展や技芸の普及がも 0) な世界が存在する余 これらの理論展開 「構想」 平民が裁判役 イングランド をめぐる

では 更を余儀なくされ、 ランドは、 主の必要性を認識するに至っていた。すなわち、当代のヨーロッパの諸国民は、 第一に、 ない が ゆえに、 モンテスキューは、 内乱にともなうチャールズ一世の処刑によって共和政へと体制転換したものの安定せず、絶えず政体の変 結局のところ「君主政」へと回帰することになった。 「自由な国家」 イングランド旅行とイングランド史の検討とを通じて、当代のヨー の維持にあたって君主を必要とするのである。 古代ローマ モンテスキューによれば、 共和政期の市民ほど有徳 口 ッパにおける君 イング

が、

彼の

君主政」

概念の形成とどのように結び付くに至ったのかを解明することにしよう。

「イングランドの共和国は、 短期間しか存続しなかった。その期間とは、 王党派の打倒の後からクロムウエルの軍事的権力の開

始 の った。」 の前までの問 間である。 ク 口 ムウエ ル 0) 期間 は、 暴政だった。 彼の後、 王政復古までの間、 部は暴政、 部は無政府状態

ての ンド人は今より自由でない」のである。ここで彼は、 君主支配の不在としての各人の「自由」は、 を維持する存在としての意義を持つことになった。 君主政」を、「自由な国家」 国家は決して君主国ではなく、 「自由」 を阻害するという逆説を生んでいる。 のモデルの一つとして、 不自由な共和国となる」(al.46) し、「イングランドに君主がいなければ、 党派争いを生むことでかえって秩序の崩壊をもたらし、 結局のところ、君主は、この党派争いを抑制することで、「自由 モンテスキュ 想定してい 君主を均衡の担い手の一つとして認め、 いたのである。 (16) ーによれば、 立法府が君主を裁くようになれば、 内乱前のイングランド 各人の安全とし イングラ

とは、 論 な範囲を示してい た独立としての 後には、 自 由」という概念を提示し、 第二に、 にお 『ペルシャ人の手紙』 この けるとは異なった 以上のような同時代経験に基づきモンテスキューは、 「自由」が法によって確立されている、 一自由」とは異なり、 るのである。 や 自由 これを「各人が自己の安全について持つ確信から生ずる精神の静穏」 の定義を試みるに至る。 マ人盛衰原因論』 当代のヨー 口 ツ パ とも主張するのである「汀 に において実現可能な おける、 彼は、 イングランド国制論において、 隷従や王の支配に反対し、 第一一 編第六章において、「市民における政治的 「自由な国家」 (al.69)。ここで彼が主張する を維持しうる人為の適切 栄誉欲と結びつけられ (al.3) 1 マ人盛衰原因 と定義し、 「自由」

由な国家」 以上の考察からも示唆されるように、 に成り立たせる諸条件を認識するに至っていた。 モ ンテスキ ユ 1 は 彼は、 この段階で、 同時代のイングランドに、 当代の Ξ 1 口 ッ パ に 古典古代の共和国に お しょ て実現可 能 な 自

お

ある。 能な「自由な国家」 権力の相互均衡や「法の支配」によって成立する「自由」へと関心を寄せていたことは、やはり注目に値する。 能であったり、 するものとは、 言ってよい。とはいえ、ここでの「自由な国家」観の修正は、 めた上で主張されるべきものだったからである。 1 このように、 口 確かに、「政治的自由」に対する言及は、 ッパにおいて「自由な国家」を支える諸条件を、 自 曲 イングランド国制論においてモンテスキューは、 無邪気に主張しえたりするものではもはやなく、むしろ、それを実現可能とする諸条件を十分に見き 単純に言い切れない。 を全面的に肯定していたか否かについては、 の存続条件に対する彼の認識の深化と、 なぜならこの時期の彼にとって、「自由」とは、それ自体として単独に考察可 イングランド国制論では未だ断片的なものに止まり、 したがって、ここで指摘した「自由な国家」観の変化は、 彼が初期段階以上に明確に認識したことの現れと言うべきで 不可分の関係にあったのである。 モンテスキューの 議論の余地もあろう。 従来の「自由な国家」の「構想」に修正を加えたと 自由 とはいえ、 に対する理解の後退を意味 この時期以降の彼が、 また彼がこの

 \exists

わ

て、 0 口 実状に対する誤解によるものであったとしても―の深化が、 古典古代の「自由」に比べると幾分か穏和な同時代の の諸国家の権力構造、 とりわけイングランド国制に対する認識―それ 「自由」に対する彼の認識の形成には、 つの無視できない契機となっていたのである。 が後世の歴史家から見て、 彼の同時代のヨー イングランド

- 1 び押村『モンテスキューの政治理論』第七章、特に二九八−三○六頁が参照されるべきである。 ついて、モンテスキューが「はっきりとした結論を出していない」と理解する 章の分析によって、イングランドにおける「商業の精神」のさらなる浸透と両立しうる leton, "Les secrétaire de Montesquieu" ; Granpré-Molière, op. cit. pp.VII, 33-44) とりよいせい としてグランプレ・モリエールの見解 らの引用で、シャクルトンやグランプレ・モリエールによって一七三四-三八年の秘書の筆跡eと推定されるもの 為の検討を主眼としたため、 るモンテスキューの最終的な判断を示しているとも言える。 た第一九編第二七章は、その大半が中期に執筆された第一一編第六章よりもはるか後に書かれたため、 モンテスキューにおけるイングランド理解は、 第一九編第二七章も含めたモンテスキューのイングランド理解を概観したものとしては、 川出 『貴族の徳、 商業の精神』二三三頁)、 第一九編第二七章については言及を控えた。なお、 (Granpré-Molière, op. cit. pp.332-333) も参照)。筆者も大筋では、 イングランドの非国制的な分析、 『法の精神』 ただし本稿では、 第一一編第六章で完結しない。 中期段階におけるモンテスキューの思想的営 川出、 本稿第三章におけるイングランド国制論か とりわけ、 前掲書、 「新たな政治的自由」 川出前掲書第Ⅱ部第2章、 商業活動と習俗との関連を論じ 川出氏が適切にも指摘するよう 特に川出氏は、 特に注で断らない。 一七頁、 イングランドに対す Ш なお 出氏の理解 の存立可能に 第一九編二七 類 似の理解 およ
- (2) 『ローマ人盛衰原因論』第一六章、OC. Plēiade, II, p.156
- 3 各役職者は全て皇帝の名におい けるこの権力の扱われ方の違いに言及している。 \Box ッ すでにモンテスキューは、 パ の君主は、 立法者である場合でも、 『ローマ人盛衰原因論』の第一六章において、 て判決を下したため、 執行権力を持たなかったり、 彼によれば、 皇帝の権力がしばしば暴政的な外観を呈していた。 帝政期ローマでは、 裁判官ではなかったりして、 古代ローマ帝政期と当時のヨーロ 皇帝の尊厳が政務官職全てを束ね、 帝政期ローマに比 これに対してヨ ッ ノペ との 間 べれ か に つ お

ば、 権力集中に伴う権力濫用から免れていたとされる。 政体は制限的である。なぜなら、 これと類似した記述は、 君公は、 イングランド国制論にも見られる。 最初の二つの権力[立法・執行権力]

を持つが、第三の権力 ヨーロッパの大部分の王国において、 [裁判権力]の行使を、その臣下に委ねるからである。」(al.7、 括弧内引用者

4 交させることは、 合には、立法府の一部 というほどまで、 を恐れるのではなく、裁判役職そのものに対する恐れを抱くことになる(al.13-14)。また、 モンテスキューによれば、 後述するように、イングランド国制においては、他のヨーロッパ諸国とは異なり、立法権力が君主に帰属しない。 この権力を裁判官個人に一体化する恐れを生むため、「判決は、 固定されていなければならない」(al.17)。そして、 (貴族院) 裁判権力の、 が、 当該場合に限って法を緩和する旨の宣言を行うことで、これを是正するという措置も 常設の組織や特定の個人への付与を避ければ、 法の適用が実務上厳格に過ぎるという難点が生じた場 法の正確な文面以外のものでは決してない 人々は、 判決に裁判官の個人的見解を混 裁判職を担う具体的 個人

離し、 毅編 認められた (al.49)。 氏の解釈は 説明に筆者は概ね賛同するし、 ける裁判権力と、 国制論において展開された裁判権力の性格は、 市民的自由 なお、 この点につき、 後者の「裁判権を法院貴族の専管にする」という見解を放棄し、 自 中立化しようとした」と解釈する(押村前掲書、 川出氏は、 由と自由主義―その政治思想的諸相―』東京大学出版会、一二三-一四八頁、 両論の執筆時期の相違を看過しているように見受けられる。 の享受の制度的条件であると指摘する 押村氏は、 41 モンテスキューがイングランド国制論において主張した「裁判権力の独立」を、 わゆる「市民的自由」との関係については、別途検討する必要があろう。本稿第三章の注(17) イングランド国制論とフランス「君主政」 氏の、 イングランド国制論が執筆されるに至る伝記的事実の指摘にも大いに示唆を受けたが 『法の精神』のこれ以外の記述と整合的とは言えず、フランス (川出良枝「主権国家と市民的自由 二七七、二七九-二八〇頁)。押村氏のそれぞれの裁判権力に対する 前者へと移行した、 一論とにおける裁判権力観の違いを、モンテスキュー 一九九五年)。 ―モンテスキューの戦い―」 すなわち、 「裁判権を身分特権と分 ただし、 「市民状態」 「君主政」に イングランド も参 における 佐々木

ぐっては 周知の の機能的分立の側面と、 出氏が明快に整理しているように 通り、 研究者の間でも解釈が分かれる。 モンテスキュ 身分間の ーの三権力論は、 (川出、 相互抑制 『貴族の徳 の側 アメリカ合衆国におけるいわゆる「三権分立」の教義とは異なる。 面 との V 2 商業の精神』二〇九-二一七頁)、 ずれがモンテスキューにとって重要であったのか、 イングランド国制論のうち、三権 という点をめ ただし、

 $\widehat{5}$

れない Massachusetts: Harvard University Press, 1968, pp.140-150)° ポリビウスやマキアヴェッリの<混合政体>論にも見い出すことができ、ボーリンブルッグにおいても両論は厳密に区別さ 理解しすぎている、 and the Separation of Powers", in French Studies, No.3, 1949, pp.25-38; idem, Montesquieu, 1961, pp.298)。 いよい女して クラムニックは、 る立場から、 よる自由の確保を主張するであるとする。 たとえば、 Majesty's Answer to the Nighteen Propositions of Both Houses of Parliament)』を根拠に、 三身分間の調和と国王大権の擁護を特徴とするのに対し、権力の機能的分立論が、権力の不信に基づき抑制と均衡に (Issac Kramnick, Bolingbroke and His Circle: The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole, Cambridge, モンテスキューの立論にボーリングブルッグの影響を認めている(Shackleton, "Montesquieu, シャクルトンは、 モンテスキューにおけるボーリングブルッグの影響を認めつつも、シャクルトンが<混合政体>論を狭く と批判する。 イングランドで一六四二年に公刊された『両院の一九ヶ条の提題に対する国王陛』 クラムニックによれば、 彼は、このように両論を厳密に区別した上で、 シャクルトンが権力の機能的分立論の特徴としたものの多くは、 後者の機能的分立の側面を重視す 身分制的な<混合政 Bolingbroke 0) 回

interprétation de la séparation des pouvoires chez Montesquieu", en Studies on Voltaire and the Eighteenth Century, Vol Constitution d'Angleterre", en Cahiers de Philosophie Politique et Juridique, No. 7, 1985, pp.9-28; idem, テスキューは、 制度と「自由」 在する諸権力(人民、 かったとされる(Granpré-Molière, *op. cit.* pp.128-133, 319-320)。ただし、グランプレ・モリエールによれば、最終的にモン 論の原形とされる「政治的自由」論(一七三六年頃)の中に、アリストテレスの影響を読み取ろうとする。彼によれば、 ンテスキューは、 また、グランプレ・モリエールは、モンテスキューにおける機能的分立の中でも、 1976, pp.1759-1775) 一二九六b-一二九八a)などを通じて、アテナイの民衆裁判所とイングランドの陪審制との類似性、 筆者も筆跡eと推定される部分の記述を見る限り、 川出氏は、グランプレ・モリエールやポスティリオーラ (Alberto Postigliola, 立法・司法・執行権力の機能的な分立を、抽象的なカテゴリーに止め、実質的にはそれぞれの「君主政」 の維持との関連性に着目した。モンテスキューは、 評議・統治・裁判の三つの部分から国制が構成されるというアリストテレスの議論 貴族、 といった後者の身分制的側面を重視する解釈に傾いているようである(川出前掲書、 君主)が、 相互に抑制されるように組み合わされている点を重視した(ibid. pp.327-331)。 同じ見解に立つ。 これを一つの契機として、イングランド国制の分析に向 なお、 グランプレ・モリエールによれば、 裁判権力については、 "En relisant le chapture sur la (『政治学』第四巻第 および、これらの "Sur quelques 四

かれた部分の実質的な要約に相当すると思われるので、敢えて本文中に掲げた。 六段落の記述は、彼によれば「恐らく」一七四三-四六年ごろの秘書の筆跡ーであろうとされる 書の筆跡eではなく、一七三九-四一年頃の秘書の筆跡gである。 41)。このように、 編第六章冒頭第三段落までの機能的分立の議論は、 第五五-五六段落は、 中期段階に執筆されたとは言いがたいようであるが、内容的に見て中期に書 イングランド国制論の大半が書かれた一七三四-三八年 他方で後出の、 身分間の相互抑制の側 (Granpré-Molière, op. 面の強い 0)

立つ。 Molière, op. cit. p.226, 330)° 村氏は、 ように分化させていったのか、という論点について十分に検討していないので、後期モンテスキューにおけるこの理由付け 行ったためのようにも思われる。 らその用語に訴えなかった理由として、 程度連続的に捉えていた。本稿第二章の注(21) にも明らかなように、モンテスキューが<混合政体>の観念を知っていなが ロッパとの諸条件の違いを認識しつつも―古代ローマの共和国とイングランド国制とを、 シック政体」の記述などから、モンテスキューが な制度であると考えていた」ことを挙げる(二一四頁)。また、グランプレ・モリエールは、 体>という用語を採用しなかった理由として、これらの政体を「ゲルマンの諸民族の慣習に由来する、純粋にヨーロッパ 君主政_ また川 妥当性については、 しかし、本稿第二・三章で示唆したように、少なくとも中期段階におけるモンテスキューは、 川出氏や筆者とは解釈を異にし、イングランド国制を「君主政」と「共和政」 出氏は、 を―三身分間の協調の重要さを認めつつも―純粋政体として解釈しているようである(押村前掲書、二七八頁)。 イングランド国制やフランス「君主政」を形容するのに、モンテスキューが古典古代に由来する<混合政 留保せざるをえない。 確かに、『法の精神』を執筆した後期段階のモンテスキューについては、このような解釈も成り ただし、 検閲の厳しい当時のフランスの出版・言論事情に配慮した結果として、 本稿では、 なお、 <混合政体>については、本稿第三章の注(6)(16)も参照。 「共和主義者」から「君主主義者」に転じたと断定する(Granpré 『法の精神』執筆の過程で彼が「君主政」と「共和政」とを概念上どの 0) <機構>論的視座から、 「混合政体」として、フランス 第一一編第八章における「ゴ ―古典古代と当代のヨー 自主規制 。また、 かなりの 押

- 6 取図」として、「人民の市民的自由、 後にモンテスキュー また、 同第一二章において、 権 力がよく調和していたが故に、 は、 イングランド国制論に隣接する第一一編第八章において、「我々が知っている諸君主政の最初の ローマ初期の 貴族と聖職者の特典、 「妬みも争いもなかった」と賞賛するようになる。 「王政 (gouvernement des rois)」を、「君主政的、 国王の権力がよく協調を保った」「ゴシック政体」 貴族的で、 を紹介してい 民衆的」な国 見
- 7 後にモンテスキュ は イングランド国制論に隣接する第一一編第一六章「ローマ共和政における立法権力」 において、

キュー ている。 平民が貴族の特権を剝奪しただけでなく、 両者の混同を戒めてさえいる。 は第一一 そして以上の平民の暴走に対し、 編第二章において、 さらに、第七編第一四章には、次のような記述がある。 人民が望むことを行っている状態を「人民の力」であっても「人民の自由」ではないと 貴族や元老院を立法権力から排除した事態を、「自 戸口総監や元老院が規制を加えたことを好意的に紹介している。 由 の錯乱」として厳しく また、 モンテス

なお、 モンテスキューの人民に対する不信の念については、 諸君が、心の動きを自由に放任しておくなら、諸君はどうして精神の数々の弱点を抑えることができようか。」 押村前掲書、二七三-二七九頁も参照されたい。

8 てい されるほど低い身分にある者」が投票権から除外された(al.27)とある他、 傾向を窺うことができる。 るべきとも考えていなかった。 りも中立的な立場で書かれたと言えるかもしれない。しかし、モンテスキューは同時に、人民の権力への参与が無制限であ 行使に対する一方的な阻止を目指したものではない。その限りにおいて、イングランド国制論は、『ローマ人盛衰原因論』よ が自分自身によって支配されるべき」と考えられていたことも指摘する (al.22)。したがって、彼の立論は、人民による権. .阻止する権能」を与えるべきことも認めている(al.34)。さらに古代の共和国で「自由な魂を持つと見られるあらゆる人間 (al.36)、また、 確かに、モンテスキューは、「立法権力に属することは、一人よりも多くの人によって、よりよく決められる」ことを認 た点で、アリストテレス的な前提に立った議論も、次のような形で展開されている。 貴族院がもっぱら自らの個人的利益を追求して人民の利益を忘れがちであるため、庶民院に対し貴族院を たとえば、一七四〇-四三年頃の執筆が推定される箇所には、 イングランド国制論において後に加筆された部分には、 適格な代表者を選出する能力だけを人民に認め 人民の政治参加を制限しようとする 「自分自身の意思を持たないと見な 力

「人は、 国人の能力よりもよりよく判断する。 なく、むしろ、主要な場所ごとに、住民が自らのために一人の代表者を選ぶのが適切である。」(al.23) 自分の都市の必要を、 他の都市の必要よりもはるかによく知っているし、自分の隣人の能力を、 それゆえ、立法府の構成員は国民という団体から一般的に選出されるべきでは 隣人でない 同

連続しているため、本文中で取り上げた。 同様の見解は、 なお本文中で参照した、第二四・二八段落は、 か か わらず、やはりそれを貴族 既に『ローマ人盛衰原因論』 (patriciens) の第八章の原註の中の、 から選出した、という記述にも見出すことができよう(OC. Pléiade, II, p.113)。 一七四○-四三年頃の秘書の筆跡hの部分を含むが、 平民が政務官を自らの中から選ぶ権利を獲得したにも 内容的に筆跡eの部分と

9 モンテスキューは、 第八編第六章におい て、 人民が元老院や役職者からその職務を剝奪するとき、 民主政は消滅し

一万人

による専制政治」が生じるとする。

- $\widehat{10}$ らないとする (al. 61)。また後に、『法の精神』第一一編第一五章において彼は、十人衆が三権力を独占した時、 が抑圧的にならぬよう、共和政末期の「マリウスの時代までのローマにおけるように」、軍隊が人民と同じ精神を持たねばな |共和国の繁栄状態において、突如として自由を失った」とする。 この他にも、 モンテスキューは、 軍隊を立法権力ではなく執行権力に直属させるべきである、と主張した上で、 執行権 ローマは 力
- 11 ば、 28筆跡h、一七四○-四三年)。また、古代の共和国では、 さらに、 が存在した。この難点は、執行権力が提案し立法権力の討議に加わることで、是正された(al.58筆跡1、一七四三-四六年)。 古典古代の共和国の欠陥を指摘する傾向は、 った (al.54 筆跡ー)。 ローマの平民には、 ローマでは、執行権力が立法に対して「阻止する権能」を持っていなかったがために、共和国は変質せざるをえな 何らかの執行を要求する能動的決議権が認められているという「一つの大きな欠陥」があった(al イングランド国制論のうち後に書き加えられた部分にも散見される。 人民全体が討議に参加するという「重大な不都合」(al.24 筆跡h) たとえ
- 12 他にも一七三〇年代中盤に執筆されたと推定される『わが所感』には、次のような記述が見られる。 まさに驚いている。そのうえ、[その王が]新たな創造を行った王だった事にも。ある共和国を作るのには、徳と公共 れができるほど立派な(honnêes)人間ではない。』けだし名言である!そして私は、一人の王がそう語ったことに、 る者に対して、いつもながらの冷静さで、次のように答えた。『ああ!それは私の恐れていることではない。 ⁻ウイリアム王は論争の中で、王に『しかし、陛下、 、日ごとに政体が変更された。各人は己の利益しか考慮にいれなかった。最終的には、 への愛が必要である事を、彼は熟知していた。それゆえ、クロムウエル以降、一日とて共和国が作られえなかった。 共和国を樹立しようという動きがあるやもしれません』と主張す 王が呼び戻されねばならな
- 13 編第三章で次のようにも論じている。 Mes Pensées, 918 (1795). この部分の執筆は、一七三四年頃と推定される。また、後にモンテスキューは、 『法の精神』 全く

かった。」(Mes Pensées, 1203 (1669) 括弧内筆者)

を行った人[クロムウェル]の成功に刺激されていたし、 たいした光景であった。 前世紀において、イングランド人は自分たちの間に民主政を確立しようとして甲斐のない努力をしたが、これ 事件に関与した連中は、 まったく徳を持っていなかったし、彼らの野心は一番思い切って事 ある党派の気風(esprit) は、 他の党派の気風によってしか

抑えられ にもそれを見いだせなかった。結局、多くの変動や衝突や動揺の後、 た。」(括弧内原註に記載) なかったという有り様だったので、 政体は絶えず変化していた。人民は驚いて民主政を探し求めたが、 かつて排斥した当の政体に落ち着く他はなかっ

なおこの箇所の執筆時期は、 シャクルトンによって一七四一-四三年頃と推定されてい

- (4) Mes Pensées, 372 (1667). なお、執筆時期は、一七二九年末頃と推定される。
- <u>15</u> 41)。なお、政体の「完全性(perfection)」については、本稿第二章の注(2) も参照。 もあったが、最終的には、「不完全な」は線を引いて消され、「不自由な共和国」に落ち着いた(Granpré-Molière, *op. cit.* libre)」という表現は、グランプレ・モリエールによると、 Mes Pensées, 655 (674). 執筆時期は、一七三一年夏と推定される。なお、本文中の「不自由な共和国(une république non 原稿段階で、「不完全な(imparfaite)共和国」と修正されたこと
- $\widehat{16}$ がゲルマンの「森の中」に由来すると指摘し(al.67 一七四三-四六年頃の秘書の筆跡1)、内乱期に『オセアナ共和国 quorum penses plebem arbitrium est, apud principes pertractentur)」を引き合いに出しながら、イングランドの政治体制 下の段落は、 Commonwealth of Oceana, 1656)』を著したハリントン(James Harrington)について、次のように論じている(なお、 査されることが条件である(De minoribus rebus principes consultant, de majoribus omnes ; ita tamen ut ea quoque, 大きな事柄にかんしては万人が審議する。ただし、その自由な決定が人民に属する事柄でも、 後にモンテスキューは、タキトゥスの『ゲルマン人の習俗について』第一一章の「小さな事柄にかんしては首長たちが、 モンテスキュー自身の筆跡と、筆跡ーとによる)。 あらかじめ首長たちの間で精

を目の前にしてカルケドンを建設したと言えよう。」(al.71、括弧内引用者) を検討した。しかし、彼はこの自由を見逃した[内乱による国王の処刑] . ハリントンもまた、彼の『オセアナ』において、ある国家の国制が到達しうる最高度の自由がいかなるものである 後になって探し求め、 ビザンティオンの岸

を構想していたのに対し、 する―が、「自由な国家」であること自体には―同時代のイングランドにおける実現可能性についてはともかく―、 えていない。ハリントンが<古代の知恵>と<現代の知恵>とを明確に区別し、 ただし、モンテスキューは、ハリントンが<機構>論的視座から構想した<混合政体> リントンの<古代の知恵>と<現代の知恵>については、 中期段階におけるモンテスキューは、 以下のものも参照。 両者を決定的に区別することがなかったと言えよう。なお <古代の知恵>に基づいて「自 福田有広 ―元老院が討議・提案し、 「歴史の中のユートピア―マシュ 民会が決議 由な国家 反論を加

Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars, Oxford: Clarendon Press, 1997. ウ・レンのハリントン批判について―」『自由と自由主義』、九七-一二三頁所収。 よれば、 第三章の注(6) も参照されたい。 総じて、後者の<混合政体>論から、 に区別しているようである。ただし、 要素、<民主政>的要素の三要素から構成されるものと、 三七三-四二五頁も参照。 政体>論―ハリントンと共和主義のコンテクスト―(一)』『東京都立大学法学会雑誌』 民による下からの専制化と無政府状態の阻止にも理論的関心を向けるようになった、と言えよう。 『ペルシャ人の手紙』に至る初期段階では、君主の専制化の阻止を主たる目的としていたが、中期になってからは、 目的のために展開したとされる。他方、本稿で示したとおり、モンテスキューは「自由な国家」を「構想」するにあたって、 (7) も参照されたい。 ハリントンは<混合政体>論を、ポリュビオスのように暴政の阻止という目的ではなく、 また、 鈴木氏は、 △混合政体>論の系譜については、 <混合政体>論を、一人、少数、多数、 筆者の見るところ、モンテスキューにおける両者の差異は、必ずしも判然としない 前者の、 <君主政>的要素を加味したものへと移行しているようである。 <君主政>的要素を排除し後二者のみによって構成されるものと 鈴木朝生「『オシアナのコモンウエルス』における<共和 換言すれば、 Arihiro Fukuda, 第三八巻第一号、 〈君主政〉的要素、 無政府状態の阻 Sovereignty また、本稿第三章の注 九九七年七月、

| 人貴族政

>的 なお、 and平民・ 本稿

17 では、 ド国制論の中では断片的なものに止まり、ここでの論述の中心は、 制との関係における政治的自由」とは概念上区別される。 全にあり、あるいは人が自己の安全についてもつ確信にある」とも表現され、 秩序の結果として保持される各人の安全に力点が置かれているとも読める。また、 制との関係における政治的自由」にかんしても、 元的秩序が権力の相互均衡によって保持された結果、「市民が[他の]市民を恐れることのない」(al.3 括弧内は一七四八年版 由」にある。 軍 盛衰原因論』 ここでモンテスキューの言う「市民における政治的自由」については、 の兵士にこれを分配することで、 <un autre>やはな~<un>、Granpré-Molière, op. cit. p.33) つまり、イングランド国制論で論じられる「自由」とは、『ローマ人盛衰原因論』におけるのと同様、 に おいても「自由」の重要な側面であっ 己の党派内部の支配従属関係を強化したことが批判されている。 権力の相互抑制による多元的秩序そのものというよりも、 た。 ただし、 同書第 この「市民における政治的自由」の記述は、 結局のところ、 一章では、 政体が生み出されるというものである。 後に隣接する第一二編第一章において、 三権力の一定の配分によって形成される 同 胞市民から財産を収奪したスラが、 構成員の生命や財産の保全は、『ローマ人 後者の 「国制との関係における政治的 むしろそうした とはいえ、一 イングラン 自 玉 |内の多 は安 国

キュー るい 較文化的視点からの考察―」『東京都立大学法学会雑誌』第三八巻第一号、 治的自由」と「市民的自由」 の部分のテクストも踏まえ、 は、 法の支配」 後に書き加えられたものであった。 原稿段階では わゆる「市民的自由」と「政治的自由」という区別の曖昧さにも影響を与えていると思われる。また、 をめぐる両概念および「自由」と「安全」との微妙な関係については、『法の精神』におけるイングランド国制論以 が 「自由」 グランプレ・モリエ 「自由」とを結びつけた記述は、 の定義をめぐってかなり後の段階に至るまで葛藤していたことが窺われ、このことが、『法の精神』 政治的安全(sureté)」とも書かれ、また「市民における の他、 稿を改めて論じることにしたい。 ールの指摘によれば、イングランド国制論の第三段落における「市 以下の論考も参照されたい。高濱俊幸「十八世紀末イギリスにおける自由論の諸 この段落の記述が一七三九-四一年頃の秘書の筆跡gであることからも、 一七四三-四六年頃の秘書の筆跡1である (*idem*, pp.33, 43)。 また、 川出 一九九七年七月、四二七-四八四頁。 『貴族の徳、 (dans un citoyen)」という表現 商業の精神』第Ⅱ部第4章の二「政 民に お ける政治的 なお、「政 第六九段落 は 当初 モンテス におけ 自 治的 は

- 18 いる。 も卑しい部分から構成される場合には、 法について、 た野営地や兵舎を設けず、兵士が市民と一緒に住むようにすべきである(al.61)。 たとえば、 一年に限って兵役に就くようにさせるべきである。 まず、 共和政期ローマのように、 本稿第三章の注(1)) でも指摘した、軍隊を執行権力に直属させた場合の、この権力の暴走を阻止する具体的 モンテスキューは、 「世界王国」論における古代と当代の軍隊の違いを前提としつつ、二通りのものを提示して 立法権力の意向によって常備軍を即座に解体できるようにし、市民の生活から離れ 軍隊に属する者が十分な財産を持ち他の市民に対して己の行動の責任を負いうる場 他方、 当代のヨーロッパのように、 常備軍を持ち、 兵士が国民の最
- 19 頃の モンテスキューはイングランド国制論の最後の箇所で次のように論じている。 秘書の筆跡ーとされる(Granpré-Molière, op. cit. p.43)° なお、 この箇所の執筆は、 七四三-四

辱を与えるべきだと言うつもりも全くない。 に極端よりも中庸に満足するものだと思っている私が、どうしてそんなことを言うであろうか。」(al.69-70) 彼らの法によって確立されていることを述べれば十分であって、それ以上のことは求めないのである。 イングランド人が現にこの自由を享受しているか否かを検討することは、 そのことによって、 私は他の諸政体をけなすつもりも、 理性の行き過ぎさえも必ずしも望ましくないと思い、 この極度の政治的自由が穏健な自由しか持たない人々に屈 私の任ではない。 私としては、 人間はほとんど常 その自 由

お

最後に、 本稿に おける検討の結果を、 示すことにしよう。

確保が 普及によって、 中規模国家が並存する世界で、 まず、 可能な世界、 モ ンテスキュ 特定の国が古代ローマのような領土拡大を行いえなくなったという確信があった。 として描い 1 は 「ヨーロ その内部では「法の支配」 た。 彼のこうした理解の背景には、 ッパにおける世界王国にかんする省察』 が成立し、 当代のヨーロ 権力が制限的に行使されることで、「自 において、 ッパでは、 自らの生きたヨー 商業活動の進展や技芸の 口 . ツ パ を 0

3 国家」の △徳▽ Ł 古代の有徳な市民の なっ 確か 口 たロ に 0) ツ パ 前提たる軍事 構想」 諸国は相互に緊密な関係をもっており、 ーマの偉大化を、 初期段階においてモンテスキュ を破壊する権力の濫用となりか 「自由」 的活躍を可能とする国際的諸条件も喪失してしまってい と重ね合せて論じるという手法をとっていた。 同時代ではもはや再現できないものとした。人々に有徳さは期待できず、 しは、 ねない。 △徳> 古典古代におけるような偉大な事業を行おうとすれば、 論的視座から、 名誉を重んじる封建的な貴族の しかし、 る。 商業活動 中期になると彼は、 0 進展にともな 自 <徳>をと またその 固 自 今や を、 田由な

た どころか、 事実、 れたであろう。 ジ Ξ 古典古代の英雄を想起させる試みはことごとく現実によって裏切られているように、 ン むしろ逆にヨーロッパ世界の 口 1 口] は マの偉大化に倣おうとするルイの 経済の実体を考慮せずに想像力によって経済・貨幣秩序を組み替え、 「自由」に対する脅威となってしまい、 「世界王国」 の試みは、 諸外国の反発を受けて失敗した。 口 17 の偉大な「自由」 国内の階層秩序を混乱さ モンテスキュ を再現する 1 に は思 ま

わ

ての 結につい は せてしまった。 ろでは、 自 「自由」 鱼 有徳な「自由人」の英雄的活躍が期待される時代ではなく、 ての自覚が要求される時代であった。 を持て余し内乱を引き起こしてしまった。 との幸福な結合は、 さらに、 海峡の向こう側では、 今や著しく困難になっ 英雄の時代はもはや終わりを告げたのである。 クロ ムウエルが、 このように、 たのである。 君主を打倒し共和国を打ち立てたが、 古典古代における偉大な<徳>と各人の独立とし むしろ、 モンテスキュ △徳▽を失った人為が及ぼ ーの生きた時代は、 彼の見るとこ イギリス人達 す悲惨な帰

維持するために、 には、 代の共和国 ようになっていた。 l 由 6 衰退」 め なか とは な国家」 「分裂」 その繁栄を支えた既存の「構想」 各人の<徳>を可能たらしめた様々な制度的工夫や外的諸条件を読み解こうとする<機構>論的視座に基づく つ 4 への道を歩まざるを得なかった。 え、 状態が を構成する市民の道徳的基礎に着目する<徳>論的視座よりも、 口 口 以上の同時代認識は、 1 マに準拠して展開されたのである。ただし、 1 特定の個人や団体に 永続しなくなり、 マ 彼によれば、 人盛衰原因 論 口 ーマ 古代ローマ共和国の歴史的経験そのものを無意味とすることには、 無思慮な平民の暴走によって特定の個人への権力集中を招き、 におけ よる権力行使が突出しないよう、 を維持することが、 0) 彼は、 共和国は、 るモンテスキュ 以上の古代ロ 国家規模の急速な拡大によって、「自由」 1 政治的に重要であると認識するに至り、 この時期の彼は、 ーマ史の経験から、 Ó 「自由、 権力を分割し、 な国家」 むしろ古代ローマを 古代ローマを論じるにあたって、 をめぐる議論は、 ある国家が繁栄の 相互に抑制させる制度的工 の前提条件たる国 一自由な国家」 依然として古典古 暴政へと移行 この 状態にある場 決してつなが 「構想」 たら 自自

内

さらに、 モンテスキュ] は、 以上の

< 論的視座を、 イングランドの経験を踏まえて精緻化した。 古代口 1 7

0)

重要性を認識するに至るのである。

自由 入を、「自由な国家」の「構想」に対する脅威とした。彼にとって重要だったのは、「運命」 して再定義することによって、 のような<徳>を欠いている場合であっても、 「自由な国家」として存立しうるとした。その上で、彼は、 「自由な国家」 な国家」 を新たに創出することではなく、 0) 「構想」を脅かす行為を最小限度にくい止める制度的工夫とはどのようなものであるか、 彼は、 当代のヨーロ 君主を権力の抑制・均衡の担い手の一つとし、「自由」を むしろ、 ッパも、 当代のヨーロッパにおける既存の秩序を脅かす人為的介 ヨーロッパ秩序の中に既に存在する―と彼が確 古代口 ーマとはいささか異質であるがそれ の気紛れを乗り越えて に匹敵する 「安全」と 信する という

稿を、 を伴っていたことを示していよう。 的な統治構造が永続する<拡大しないローマ>であったからである。 想としたのは、 くのみならず、 課題に取り組むことであった。 「自由」を確保しようとするものであった、とも言えるであろう。 に歴史学的な議論にとどまらず、 マキアヴェッリが平民の「自由」が発揮される<拡大するローマ>を賞賛したのとは対照的に、 く共和国ロ たがって、 『ローマ人盛衰原因論』と同時に出版する予定であった。この事は、 ーマにおける貴族と平民の「分裂」を「自由」の条件とした思想家に、 実は既に、この段階におけるモンテスキューの 平民の活力を前提としつつも、 中期モンテスキュ むしろ当時のヨーロッパ国際秩序における既存の枠組を肯定するという実践的含意 ーの知的営為は、 彼らによる「自由の錯乱」が貴族や元老院によって阻止される寡頭政 一定の形式の維持に有為な政治的活動を限定することによって ローマ史評価の中にも見出すことができる。 これは、その後『法の精神』へと受け継がれてい しかも彼は、「世界王国」 古代ローマに関する彼の歴史叙述 マキアヴェッリが挙げられるが、 が不可能だとする論 モンテスキュ 彼と同じ 1 が

理

単

では 著作に見られた古典古代の有徳な市民に準拠する姿勢が相対化され テスキュ に に対する知的 する新たな知見と、 そしてイングランド お Ŧ ンテス 彼の政治思想における一 て 維持可能 丰 0 格闘 政治思想の中の核心部分となっていくのである。 ユ 能] な の中で<機構> のこのような思想形成過 -国制論: 政 「自由な国家」 体規模の は 定の転換を示す著作群と言える。 初期における古典古代に依拠した<徳> 「自由」 ·論的視座を確立するに至った。 を 「法の支配」 に及ぼす影響 程 の中で、 」と両立するものとして認識した。 これ への より深 まで検討してきた そして彼は、 彼は、 61 てい 理解を得、 ·論的視座 ったのに並行して、 同時代における商業活動と技芸の 「世界王国」 この視座に基づき、 古代ローマやイングランド の相対化を明 以上の. 論 知的過 「君主政」 口口 示してい ーマ人盛衰原因論』、 当代の 程 の中 概念が、 ると 進 Ξ の権力構造 1 展 ・う意味 初 に 口 モン 期 ツ か パ 0) h

た。 なか この か 0 0 と捉えるに至ったためでもあった。 7 君主政」 を と つ 進 他 ~った。 たのである。 方、 展 の 時 かし、 とい 当代の 間 期における に横 モンテスキ を論じ う同 確かに、 彼が たわ Ξ 時代の 1 る際に積極的に展開されることになるが、 る諸条件の違 口 \exists 「自由な国家」 ツ パ 1 イングランドに彼が見出した ュ 経験を踏まえてい 口 の中に見出したからでもあった。 ツ パ の 〈機構〉 を 11 「自由」 や、 をめぐる彼の ·論的視座自体、 つまり、 \exists たことに加えて、 たりうると確信したのは、 1 口 彼の< ッ パ 「構想」 が 「自由、 積 古代口 機構 分重 は、 な国家」 古代口 また、 ねてきた歴史的経験にかんする認識を踏まえたものであ この段階では、] 論的視座 古典古代と当代ヨー マ の経験から導き出されたという事実が 彼が の新たな 1 古代口 7 は 史研究によっ 「世界王国」 後 「構想」 古代と同時代とを決別させるものでは 0 マ 主著 \mathcal{O} 口 自 一法 て領土拡大を に反対したの ツパ は 由 の精神』 当代の な国 とを決定的 家 Eに は 自 0) 1 お 口 に分かつもの 61 画 構想」 商業活動 示唆するように てブラン 喪失の と古代 12 でと技芸 近 ス 原因 で

したがって、 とをどう区別するに至ったのかを検討することが、筆者の次の検討課題となる。 後期の主著 に見られた / 徳/論的視座も、 念化させる過程でもあったのである。そして、この過程の中で彼は、 いう二つの概念に結実させるに至るには、 しか ŧ, 概念の形成過程とは、 モンテスキューは、 『法の精神』において、 彼が 『法の精神』 において、 依然として中期段間においては、 結局のところ「君主政」 同時に、 彼が、初期と中期における二つの視座をどのように統合し、また、古代と同時代 同時代のヨーロッパとは区別された古典古代の世界を「共和政」として概 この後にさらなる知的格闘を続けねばならなかった、 古典古代の世界と同時代のヨーロッパの世界を「共和政」と「君主政」と 一論において放棄することはなかったように思われる。そこで、 「君主政」という用語を積極的に使用しなかった。 △機構≫論的視座とともに、 と言えよう。 初期著作で典型的 つまり、

- $\widehat{1}$ ろう。 ことはなかった。この点は、活動的市民の理念を強調する人文主義的傾向に敵対したパスカルやモンテーニュと対照的であ (大阪市立大学) 第四二巻、 ただし、本稿第二章注(3) などで指摘したように、古典古代の英雄的行為が、モンテスキューにおいて完全に否定される なお、参照、 宇羽野明子「モンテーニュの政治思想の位相―「栄光」観の転回をめぐって―(一・二完)」『法学雑誌 第一号、一〇六-一四七頁、 第二号一一三-一五六頁、 一九九五年九·一一月。
- 2 立にかんする批判的歴史(Histoire Critique de l'Ètablissement de la Monarchie Française dans la Gaule, 1734)』であった。 このような状況を摂政期になって打開したのが、 の中で解釈されることが望まれた。 るものと判断されていた。 、権威は、王権を擁護する側にとって、歴史的議論の中に置かれるよりも、 クライツによれば、 王権の擁護をフランス史に依拠しながら行った点で、この時期においては画期的著作であり、以後歴史書が一 ルイ一四世の治世においては、批判的歴史分析を行うこと自体が、 歴史や法にかんする学問的議論は、 したがって、 ジャン・バティスト・デュボスの 少なくともルイー四世の治世下では、 当時、 容易に同時代的含意を持ちえたためである。 ボシュエのように聖書の啓示や、 『ゴール地方におけるフランス君主政の確 歴史に関する出版は困難であった。 ルイの絶対主義と暗黙裡に対立す 何らかの神秘

川正夫「モンテスキューのフランス君主政論―歴史解釈を手がかりとして―」『東京都立大学法学会雑誌』第三七巻、 したことの意義は、大きかったかもしれない。この点についての検討は、 原因論』と「世界王国」論が、ローマ史に依拠するという間接的な方法ながら、 一九九六年、七五-一三二頁 つのブームとなったとされる(Klaits, op. cit., pp.190-93)。このような時代状況において、モンテスキューの 今後の課題としたい。なお以下の研究も参照。北 王権のあり方に対して批判的な言説を展開 『ローマ人盛衰

所収、 因となる過剰な反フランス感情を、諌めることにある。なお、イングランドにおける「世界王国」 対応については、次のものも参照されたい。John Robertson, "Universal Monarchy and the libertis of Europe: ance of power, 1752, in Knud Haakonssen (ed.), Political Essays: Cambridge Texts in the History of Political Thought, ではない。たとえば、ヒュームが、ヨーロッパの国際秩序にかんして勢力均衡論を提起した際に、 Early Modern Britain, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, pp.349-373 Hume's Critique of an English Whig Doctrine", in Nicholas Pillipson and Quentin Skinner (eds), *Political Discourse in* Cambridge: Cambridge University Press, 1949, pp.154-160〔「勢力均衡について」小松茂夫訳、『市民の国について(上)』 ーマの事例を絶対視しないよう警告した点も、 また、古代ローマ史に対する知的態度と同時代における国際秩序観との関連は、 岩波文庫、一九五二年、二四項以下〕)。ただし、ここでのヒュームの眼目は、イングランドの対外政策を誤らせる原 同様の議論の文脈で理解することができよう(David Hume, Of モンテスキューに限って指摘されること 批判に対するヒュームの 拡大路線を採用した古代

No.474, Volume Four, p.107, 村山勇三訳、 国の衰亡を拡大と専制化に求めたギボンが、 三八章 みすず書房一九九三年、二七七・二七九頁) ロッパをほとんど同一水準の文化と教養とを有する諸民族からなる一大共和国と見る」という形で繰り返される。 Chiefly in the Eighteenth Century, Cambridge: Cambridge University Press, 1985, p.148-9 (田中英夫訳『徳・商業・歴史』 てのポーコックの記述も参照。J. G .A. Pocock, Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History さらに、「一つの大共和国の成員である」というモンテスキューのヨーロッパ観は、 「西ローマ帝国崩壊の概観(General Observations on the Fall of the Roman Empire in the West)」の中でも、「ヨ (Edward Gibbon, The Decline and Fall of the Roman Empire, Oliphant Smeaton (ed.), Everyman's Library 第五巻、 同時代についてモンテスキューと類似の世界観と文明観を表明しているのは、 岩波文庫、一九五四年、 四〇四頁)。なお、 後のギボンの『ローマ帝国衰亡史』 これとの関連で、

4 3 を目指していた」という表現がある。しかしここでの「君主政」とは、 例外的に『ローマ人盛衰原因論』の第一三章には「アウグストゥスの全ての行動、全ての法制は、明らかに君主政の確立 本稿第二章注(15)を参照。

内容を持つとは考えにくい。

者しかも「民主政治を覆す」「暴君」による支配の意味を持つのであって、『法の精神』における「君主政」と同様の意味

*本稿は、 の執筆過程(平成五-七年度)において、文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励金)の助成を受けた。 九州大学に提出した学位請求論文の一 部に、 加筆・訂正を行ったものである。 なお、 学位請求論文

当該箇所の原注でモンテスキューが示唆するように、